

香川県広域水道企業団工業用水道事業給水規程をここに公布する。

平成30年 3月31日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

## 香川県広域水道企業団企業管理規程第10号

香川県広域水道企業団工業用水道事業給水規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県広域水道企業団工業用水道事業給水条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給水区域)

第2条 工業用水道事業の給水区域は、別図のとおりとする。

(給水契約の手続)

第3条 条例第4条の規定により給水契約を締結しようとする者は、給水契約申込書（第1号様式）に工業用水使用計画表（第2号様式）を添えて企業長に申込みをしなければならない。

2 企業長は、前項の申込みがあった場合において、その内容を審査し、承諾すると決定したときは給水契約承諾書（第3号様式）によりその旨を、承諾しないと決定したときはその旨及びその理由を、申込みをした者に通知するものとする。

(給水契約の変更)

第4条 給水契約の変更をしようとする者は、前条第1項の給水契約の手続の例により企業長に給水契約変更の申込みをしなければならない。

2 前項の申込みがあったときは、前条第2項の規定を準用する。

(給水契約の解除)

第5条 給水契約の解約をしようとする者は、解約をしようとする日の30日前までに、その旨を企業長に書面で届け出なければならない。

(給水施設の工事)

第6条 給水施設の新設、増設、改造、修繕又は撤去の工事（以下「工事」という。）は、使用者が行うものとする。この場合において、使用者は、工事の設計及び施工を企業長に委託することができる。

2 前項の工事に要する費用は、使用者の負担とする。

3 第1項の規定により使用者において行う工事については、使用者は、あらかじめ、給水施設工事施行申請書（第4号様式）に関係図面その他必要な資料を添えて企業長に提出し、承認を受けなければならない。この場合において、工事が完了したときは、速やかに、給水施設工事完了届（第5号様式）を企業長に提出し、検査を受けなければならない。

4 使用者は、給水施設の工事を取りやめるときは、直ちに、その旨を企業長に届け出なければならない。  
（給水施設の構造等）

第7条 給水施設を設置しようとするときは、企業長が別に定める構造等の基準によらなければならない。  
（工事費の前納及び精算）

第8条 第6条第1項後段の規定により企業長に工事を委託した者（以下「委託者」という。）は、企業長の定める工事費の概算額を指定する期日までに前納しなければならない。

2 委託者が前項の期日までに工事費の概算額を前納しないときは、工事の委託は、取り消されたものとみなす。

3 企業長は、工事完成後その費用を精算し、第1項の規定により納入した工事費の概算額に過不足があるときは、これを還付し、又は追徴する。  
（工事費）

第9条 前条の工事費は、次の各号に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労務費
- (4) 復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費
- (7) その他の経費

（用途制限等）

第10条 使用者は、供給を受けた工業用水を工業又は防火以外の用途に使用してはならない。ただし、企業長の承認を受けたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の承認を受けようとする者は、用途外使用承認申請書（第6号様式）を企業長に提出しなければならない。

(給水の制限等)

第11条 企業長は、異常渇水、災害、工業用水道施設の工事等やむを得ない事由のあるときは、給水を制限し、又は停止することができる。この場合において、緊急やむを得ない場合を除き、その区域、期日及び理由を、あらかじめ、関係使用者に通知するものとする。

2 前項の規定により給水を制限し、又は停止したことにより使用者に生じた損害については、企業長は、賠償の責めに任じない。

(届出の義務)

第12条 使用者は、給水施設の使用を開始し、休止し（休止する期間が10日未満である場合を除く。）、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、企業長に給水施設使用開始（休止、廃止）届（第7号様式）を提出しなければならない。

(権利義務の移転等)

第13条 使用者は、企業長の承認を受けた場合を除き、給水に関する一切の権利又は義務を第三者に移転してはならない。

2 相続又は合併により相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人が使用者の地位を承継したときは、当該承継者は、速やかに、その旨を企業長に届け出なければならない。

(給水施設の管理等)

第14条 使用者は、給水施設に異状があると認めるときは、直ちに、その旨を企業長に届け出なければならない。ただし、緊急を要すると認めるときは、自ら必要な措置を講じ、速やかに、その旨を企業長に届け出なければならない。

(水質及び水圧)

第15条 工業用水の水質は、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) 水温 摂氏30度以下

(2) 濁度 15度以下

(3) 水素イオン濃度 6.0以上8.0以下

2 配水管末における水圧の基準は、0.05メガパスカル以上とする。

(使用水量の決定及び通知)

第16条 企業長は、月の末日に量水器の記録を点検してその月の使用水量を決定する。ただし、特別の理由があるときは、月の末日以外の日に点検を行うことができる。

2 量水器の故障等により使用水量が不明であるときは、企業長が使用水量を決定する。

3 企業長は、前2項の規定により使用水量を決定したときは、総基本使用水量、使用水量及び超過料金を納入すべき超過使用水量を使用水量通知書（第8号様式）により使用者に通知する。

（料金の算定）

第17条 前条の規定により使用水量を決定したときは、その日の属する月分（前条第1項ただし書の規定により月の末日後の日に点検し、使用水量を決定したときは、その日の属する月の前月分）として料金を算定する。

（料金の減免の額）

第18条 条例第10条の規定により料金を減免できる額は、次の各号に定める額に100分の108を乗じて得た額とする。

- （1） 給水を制限した場合 基本使用水量に24分の制限時間数を乗じて得た水量から供給した水量を減じて得た水量に基本料金の料率を乗じて得た額
- （2） 給水を停止した場合 基本使用水量に24分の停止時間数を乗じて得た水量に基本料金の料率を乗じて得た額
- （3） 公益上特別の事由があると認める場合 その事由を調査した結果に基づき企業長が定める額

（料金の納付）

第19条 使用者は、企業長の発行する納入通知書により料金を納入しなければならない。

2 過誤その他の事由により料金の払戻し又は追徴を必要とするときは、その翌月分以降の料金において精算する。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日前に廃止前の香川県工業用水道事業給水規程（昭和43年香川県企業管理規程第5号）の規定により管理者がした処分その他の行為又は管理者に対してなされた申請その他の行為で、この規程の施行の際現に効力を有するものは、この規程の相当規定により企業長がした処分その他の行為又は企業長に対してなされた申請その他の行為とみなす。